

平成23年第4回定例会

企画産業常任委員会
会 議 録

期日：平成23年12月15日（木）

場所：大曲庁舎 互助会館第一会議室

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時

平成23年12月15日（木曜日） 午前10時00分 ～ 午後0時11分

会 場

大仙市役所 3階 互助会館第一会議室

出席議員（8人）

3番 後藤 健	5番 藤井 春雄	7番 茂木 隆
8番 小山 緑郎	13番 金谷 道男	18番 佐藤 芳雄
20番 北村 稔	27番 武田 隆	

欠席議員（0人）

なし

説明のため出席した者

企画部長 小松 辰巳	企画部情報システム課長 相馬 幸則
企画部情報システム課参事 嵯峨 耕咲	企画部情報システム課参事 加賀 勘悦
農林商工部長 高橋 豊幸	農林商工部次長 高嶋 良美
農林商工部農林振興課長 木村 喜代美	農林商工部農林振興課参事 田中 盛耕
農林商工部農林振興課参事 佐藤 猛	農林商工部商工観光課長 藤川 祐弘
農林商工部商工観光課参事 判田 基	農林商工部企業対策課長 小野 地洋
農林商工部企業対策課主幹 田村 一彦	

議会事務局職員出席者

主 任 中川 智晴

第 1 議案第233号 大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について

- 第 2 議案第 2 3 4 号 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について
第 3 議案第 2 4 0 号 平成 2 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 1 号）
第 4 報 告 嶽の湯源泉新設工事について
第 5 閉会中の継続審査（調査）の申し出に係る事件について
-

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○委員長（北村稔） おはようございます。委員会開会前に私から一言皆様にお礼を申し上げたいと思います。長らく私の不摂生で休ませて頂きまして、皆様に大変ご迷惑をかけました。本当に心からお詫び申し上げます。本当に健康の大切さ、病気して初めて身にしみました。また、1 箇月半程入れ歯を外しておりましたら、全然今度入れ歯が入らなくなってしまいましたので、今日はやぶれかぶれで参りました。非常にお聞き苦しいと思いますが、ご勘弁願いたいと思います。

それでは、ただ今から委員会を開会いたします。

今日は、大変ご多用のところをお集まり頂きましてありがとうございます。

欠席の方、遅刻の方はございません。

それでは早速でございますが、当委員会に付託されました事件につきまして、お手元に配付の日程表に従いまして審査いたします。皆様に申し上げますが、本年 1 0 月 1 日から議会基本条例が施行となっております。これにより、本会議だけではなく常任委員会についても一般市民が自由に傍聴できることとなったほか、委員会で発言された内容は会議録としてホームページに掲載されることとなりました。つきましては、発言の内容・提出資料等については特に誤りのないよう、より一層のご配慮をお願い申し上げます。また、正確な会議録の作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。それでは、審査に入ります。

○委員長（北村稔） 始めに、議案第 2 3 3 号 大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。木村農林振興課長。

○農林振興課長（木村喜代美） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい。

○農林振興課長（木村喜代美） おはようございます。私の方から、議案第 2 3 3 号 大

仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開き頂きたいと思います。

これは公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございまして、この大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設につきまして、指定管理者となります団体は、この施設の所在する集落の関係者5名で組織されております庄内養殖管理組合とするものでございます。庄内養殖管理組合につきましては、お配りしてございます指定管理者候補団体概要に記載がございしますが、その7ページから9ページに詳細が書かれてございますけれども、平成23年8月1日にこの施設の所在する集落関係者5名によりまして設立された任意の団体でございます。資本金につきましてはお1人5万円ということでございますが、この構成員の中には過去にこの蓄養殖施設で勤務されていた方など、水産業に詳しい方々が主体となっております。今回、非公募によりまして新たに指定管理者の指定をこの団体をお願いするもので、指定管理者の委員会につきましては10月20日にお諮りしてございます。指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間となっております。

以上、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（北村稔） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（北村稔） 次に、議案第234号 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。小野地企業対策課長、説明願います。

○企業対策課長（小野地洋） はい、委員長。

○委員長（北村稔） 課長。

○企業対策課長（小野地洋） おはようございます。企業対策課です。よろしくお願いたします。

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第234号 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。始めに、国の施設から市の施設になったこれまでの経過についてご説明いたします。大曲地域職業訓練センターは、大曲仙北地域における中小企業や仕事を求めている方々に対して、事業主・事業団体等が各種職業教育訓練を行うために必要な施設として、平成4年1月に国の旧独立行政法人であります雇用・能力開発機構により設置・開館されました。以降、同施設は機構から秋田県に委託され、さらに県から市が職業訓練施設として管理・運営の委託を受けてきた施設であります。その後、平成22年に国の事業仕分けにより同センターの譲渡が決定され、平成23年3月31日付けで施設の無償譲渡を受け、4月1日から市が管理しているところであります。次に、施設の運営についてご説明いたします。平成4年の開館以来、市は同施設を認定職業訓練を実施できる団体であります職業訓練法人大曲仙北職業訓練協会に管理・運営を委託して参りました。同協会により、職業能力開発促進法に定める基準に従った職業訓練や一般講座などを行ってきたところであります。施設の利用状況としては、職業訓練や研修・技能検定・市民講座など、全体で毎年3万2千人余りが利用し、職業訓練関係の利用者数では2万2千人となっており、この点の国の利用基準1万8千人を超える利用率となっております。23年度の管理については市が管理主体となり、一部業務を同協会へ委託し業務内容を見極めるとともに、国の予算により大規模修繕などを実施しております。24年度からの指定管理につきましては、同協会が認定職業訓練を実施できる団体であり、全面的に施設を管理することにより、センター開設から20年間蓄積して参りました職業訓練のノウハウが発揮できるものと考えております。職業訓練により、当地域内の企業や事業所にとって多くの有能な労働者の養成が図られ、地域経済の発展に寄与することが期待できることから、同協会を非公募により指定管理者としてお願いするもの

であります。指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間です。指定にあたりましては、非公募として指定管理者選定委員会の審査を経て、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。なお、本件につきましては債務負担行為を設定しており、資料ナンバー2の補正予算書4ページ、第2表債務負担行為補正をご覧ください。資料にありますように、平成24年度から平成26年度まで3箇年の債務負担行為、23,937千円を限度額として設定しております。単年度では7,979千円であります。

以上、議案第234号 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（北村稔） ありがとうございます。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

○13番（金谷道男） 委員長。

○委員長（北村稔） はい、金谷委員。

○13番（金谷道男） 今非常に雇用情勢が厳しい中で、労働者のスキルアップというか能力を高めるということは非常に大事なことだと思います。それで、この施設を使ってどういった職業訓練がどのぐらいなされて、どのぐらいの人数の方が実際受けられているのかというあたりの情報が少し欲しいのですが、指定管理者の調書は頂きましたけれども、実際の事業の中身がどういうものが行われているのかということ、一つお知らせを頂きたいと思います。それで、もし今言ったので資料があれば、あとでも結構ですので、受託する前の数値、それから受託してこれから23年度からこれやったのだと思うけれども、そこらへん比較できるような資料があったらあとでもいいので見せて頂きたいと思います。

○委員長（北村稔） はい。課長、できますか。

○企業対策課長（小野地洋） はい。

○委員長（北村稔） はい、小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） 受講生徒の延べ人数など、具体的な数値はちょっと今手元にございませので、中身につきまして若干手元の資料でご説明申し上げます。職業訓練の認定事業として、同協会が受けております国や県からの受託事業として、普通課程と短期過程として生徒さんを相手に講座を開設しております。中身は、木造建築科・建

築板金科などであります。さらに、求職者向けの講座といたしまして、パソコンを主体とした講座も開設してございます。短期過程といたしましては、パソコンによるエクセル講座、それから石綿・粉じんの特別教育、アーク溶接、高所作業者の特別教育、小型車両の建設機械特別教育、建築大工・造園技術・建築板金、それから建築塗装・さく井などがございます。22年度の決算書の中から、ちょっと大雑把な数字で申し訳ありませんが、いわゆる職業訓練としての延べ人数が490人、それから短期過程が300人余りとなっております。詳しい内訳は、後程資料を配付させて頂きたいと思っております。

○委員長（北村稔） 次回。次回ですか。

○企業対策課長（小野地洋） 最終日まで。

○13番（金谷道男） 資料については最終日までをお願いします。指定管理という制度そのものについて、私はその施設が一番活きる方法はどここの団体にやれば活きるのかなということだと思います。ここの施設は特殊だと言えば特殊ですけれども。そうなったときに、どういう人方がどのぐらい能力アップしてもらっていて、例えば求職者の人方がこの受講者の中から、就職できる方が出てきてくれれば非常に効果が上がる方法だと思うので、それをどういう具合にやるのかということを見た上で指定管理がうまくいっているのかどうかという判断になると思うので、やっぱり中身のどういう具合にしてやるのかということ、この人達がいかに効率良いかも含めて、そういうことで提案してきているものに合わせて指定管理して、もしかすれば指定管理料出すという考え方だと思うので、事業実績みたいなものはやっぱり我々も常にそれを見ておかないと、ここに管理委託していいのか悪いのかという判断の非常に大きい材料だと思うので、いろんな指定管理、これからいろいろ出てくるとは思いますが、そんな視点で見させて頂きたいと思っておりますので、資料の準備、よろしくをお願いします。

○委員長（北村稔） それでは、今回の最終日までその資料をお願いするということで、よろしくをお願いします。

そのほかにもございませんか。

○3番（後藤健） はい。

○委員長（北村稔） はい、どうぞ。

○3番（後藤健） 今の金谷委員の話にもちょっと似てくることだと思うのですが、この訓練の内容というのはあくまでもこれは固定されたもので、委託先なりが決定するものなのですかね。

- 企業対策課長（小野地洋） はい、委員長。
- 委員長（北村稔） はい、小野地課長。
- 企業対策課長（小野地洋） 訓練の大方は法律に基づきまして、その法律に基づいた県・国からの予算が当協会に委託費として委託されて進められております。ただ、当然自主的などと言いますか、講座も開設してございますので、地域の実情に合ったものも一部開設してございます。
- 3番（後藤健） そうですね。今課長おっしゃったところだと思うのですが、やっぱりこれからのニーズが様々時代によって変わってくる職業の内容も出てくると思うので、そのへん把握しながら、こういった講座があった方、講座と言いますか訓練があった方がですとか、そういったところの把握をしながらやって頂ければなというふうに思います。
- 委員長（北村稔） よろしいですか。
- 企業対策課長（小野地洋） はい。
- 委員長（北村稔） ほかにございませんか。はい、藤井委員。
- 5番（藤井春雄） いいですか。元の野球場のあそこに職業訓練、なんだか学校ですか、あれ。できていますね。
- 農林商工部長（高橋豊幸） 技術専門校。
- 5番（藤井春雄） あれできるとき、あれができれば今までのあの施設はなくなると、田町にありましたね、我々そういうふうに聞いていたのですね。それで、そのあとも引き続き続けてやられておるわけなので、あの職業訓練校とここでの中身がどう違うのかですね。あれができて今までののはそのままやられていると、ちょっと話、最初からすれば違ってきているのではないかなという感じ持っているのですよ。そこらへん教えてください。
- 委員長（北村稔） はい、高橋部長。
- 農林商工部長（高橋豊幸） 私の方からお答えさせて頂きたいと思います。大曲技術専門校ありますけれども、これは県の施設でありまして、この施設については高校を卒業された方々を対象に、2年間の短大機能と同じような学習で技術を取得して資格をとるという教育をされてございます。そのほかに在職者訓練も一部、授業のほかの余剰時間を利用してそういった企業向けの活動もされてございます。そういったことによって、卒業される子供達の就職先にある程度のネットワークができるという形の狙いがあると

ころであります。一方、田町にありますこの職業訓練センターについては、もちろん在職者訓練もやっておりますし、それから就職できない方に対するこういったパソコンも含めいろんな技術のための、スキルアップのための訓練をやってございます。この中には国から委託を受けている事業、それから県からきている事業もありまして、さらには市の方からは未就職者支援講座なり、それから先程企業対策課長が説明したいろんな資格をとるための訓練なんかも、市の方から委託している部分もたくさんやってございます。そのほかに、それぞれ企業さんの社員教育のために企業さんが使うということも行ってございます。ですから、技術専門校の狙いとする事業と、この職業訓練センターの方でやっている事業というのは少しはかち合う部分はありますけれども、それは両校の中で打ち合わせしながら、できるだけかち合わない別々の技能に対して訓練をできるだけやりましょうということで、今進めておるところでございます。これ、2つの施設があることによってできるだけ多くの方が、労働者の方々も含めて、訓練を進めていきたいという考え方になってございます。

○5番（藤井春雄） はい。

○委員長（北村稔） よろしいですか。どうぞ。

○5番（藤井春雄） 私も、そういう施設があることがけしからんとも思っていないし、ただ技術専門校ができるとき、あそこの野球場を山に移して、規模も今までのからすれば倍以上のものをつくると、それでこっちはなくするという話を、これは誰に聞いたというわけでないけれども、あの技術専門校ができればこっちはなくなりますという話を聞いておったけれども続けられているので、同じようなことをやっているのかと思っておったのですな。あつて悪いということではないにしても、そこをうまく、それぞれのエリアでやられていればそれは結構な話だと思うけれども。最初、技術専門校ができればこっちはなくなるよという話は単なるうわさだったのか、そこらへんも確認しているわけではないけれども、我々の認識としてはそういう認識だったのでですよ。というだけで、答えもいいです。

○委員長（北村稔） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決しました。

○委員長（北村稔） 次に、議案第240号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。始めに、相馬情報システム課長からお願いします。

○情報システム課長（相馬幸則） はい、委員長。情報システム課の相馬です。よろしくお願ひいたします。それでは議案第240号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第11号）のうち、情報システム課所管に係る補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー2、12月補正予算書の11ページをご覧頂きたいと思います。また事業内容につきましては、同じく資料ナンバー2-1、主な事業の説明書でご説明いたしますので、4ページをご覧頂きたいと思います。

始めに、2款1項10目31事業の超高速情報通信基盤設備管理費につきましては、788千円の補正をお願いするものであります。この事業は、平成22年度に超高速情報通信基盤整備事業で敷設いたしました光ファイバケーブル網と、それに係る設備や機器等の安全で安定した維持管理を行うものであります。補正内容の概要でありますけれども、当初予算において想定していなかった南外中央地区ほ場整備事業に伴う光ケーブル移設工事が追加となったことなどから、必要な経費について補正をお願いするものであります。具体的には、今後の支出見込みとして、南外中央地区ほ場整備事業に伴う光ケーブル移設経費として2,399千円、このほか、今後のケーブル移設工事見込みとして1,000千円の計3,399千円から、現在の予算残額2,611千円を差し引いた788千円の補正をお願いするものであります。なお、南外中央地区ほ場整備事業に伴うケーブル移設工事経費につきましては全額県から補償される見込みであり、歳入につきましても同じく補正予算書10ページの一番下の方になりますけれども、20款5項5目28節雑入に光伝送路迂回工事費補償金として2,399千円の補正をお願いするものであります。このことから、歳出補正額の財源内訳においては一般財源1,611千円が減額となります。

次に、同じく事業説明書の5ページをご覧頂きたいと思います。

2款1項13目10事業の電子計算管理運営経費につきましては、13,588千円の補正をお願いするものであります。事業の目的でありますけれども、1点目は、平成24年度当初賦課に向け、個人住民税に係る平成24年法律改正、及び固定資産税の平成24年評価替え業務に伴う住民情報システムの改修であります。2点目といたしまして、各種システムのサーバ等が設置されております大曲情報センター、大曲庁舎1階にあります電算室でございますけれども、の大型空調設備の更新であります。補正内容の概要でありますけれども、始めに(1)ーアの個人住民税につきましては、平成24年の法改正において16歳未満の年少扶養控除の廃止、16歳以上19歳未満の扶養控除の見直し、及び寄附金税額控除の適用下限の引き下げ等の諸控除見直しが行われることから、法改正に対応した住民情報システムの改修が必要となるため、システムに係る影響調査・設計・仕様調整・製造・テスト・本番切り替えなどを行うものであります。また、(1)ーイの固定資産税につきましては、固定資産評価基準により3年ごとに行われる評価替え業務が平成24年度に行われることから、同様に住民情報システムの改修が必要となるため、影響調査・データベース拡張・設計・仕様調整・製造・テスト・本番切り替えなどを行うための費用といたしまして、アとイ、合わせまして10,238千円の補正をお願いするものであります。次に(2)の大曲情報センターの大型空調設備につきましては、設置から20年が経過し経年劣化等による能力低下に加え、電気系統のトラブルによる異常停止が発生しているほか、24時間連続稼働においては非常に負荷がかかっており、また修理をするにも部品がないため、抜本的な対策がとれない状況になっております。このため、春先の暖くなる前に早急に空調設備を更新しないと気温の上昇とともにサーバ等各種機器の障害発生頻度が高まるおそれがあるほか、平成24年7月から新住記・税等基幹系システムが稼働することでさらに機器が増え、これまで以上に電算室内の温度・湿度を適切に管理していく必要が生じております。このことから、24時間連続稼働が可能でかつ適切な室温・湿度を管理できる空調設備に更新するための費用といたしまして、3,350千円の補正をお願いするものであります。なお、補正額13,588千円の財源内訳につきましては全額一般財源であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（北村稔） はい、ありがとうございました。

次に木村農林振興課長、お願いします。

○農林振興課長（木村喜代美） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、課長。

○農林振興課長（木村喜代美） 議案第240号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第11号）のうち、農林振興課所管分につきまして私の方からご説明申し上げます。

同じく資料ナンバー2の補正予算書をご覧頂きたいと思います。最初に債務負担行為の補正でございますが、4ページの方をご覧頂きたいと思います。

第2表でございますが、先程ご承認頂きました指定管理者の指定管理料の24年度から26年度までの3箇年分、6,393千円の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

次に、歳出に入ります。補正予算書、同じく15ページをご覧頂きたいと思います。

6款でございます。なお、歳入における財源につきましては歳出の中で説明をさせて頂きたいと思います。また、一部主な事業説明書、資料のナンバー2-1も使いますが、その折にまたご説明いたします。

最初に、6款1項3目農業振興費でございます。こちらは合わせまして2,560千円の補正をお願いするものでございます。

始めに、20事業 集落営農法人化推進事業費につきましては、200千円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、5月に農事組合法人を設立された中仙地域の農事組合法人ドリームコントラクター中仙、コントラクターというのは請負人とかという意味の横文字のようでございます。このドリームコントラクター中仙、代表の方はホソヤさんでございますが、構成員7名、経営面積80ヘクタールということで、稲発酵粗飼料の収穫作業・運搬・販売等を行う組織でございますが、いわゆるホールクロップサイレージ、WCSの仕事をしてございますが、9月1日に認定農業者の認定を受けたことによりまして、法人設立時の経費軽減を図ることを目的といたしまして、補助金交付要綱に基づきまして助成するものでございます。なお、11月末現在の農業法人数は61となっております。

次に、37事業 農業者戸別所得補償制度推進事業費につきましては、2,360千円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、23年度から本格実施されております農業者戸別所得補償制度を円滑に進めるために、県を通じて国から推進費が市に交付されてございます。市では、農業関係団体で構成されます大仙市農業再生

協議会に補助金として全額交付しておりますが、今回の補正内容でございますが、集落営農組合の法人化支援経費といたしまして新たに3,200千円、これは1団体400千円で8団体が23年度中に法人化が見込まれるというようなことで、この400千円掛ける8の3,200千円の事業費の追加配分と、それからすでに予算を頂いておりましたJA秋田おぼこへの仙北管内の2市1町分の交付金2,000千円でございますが、県の方から仙北市分と美郷町分はそれぞれそちらの市町から交付することになったので、その分、仙北市が620千円、美郷町分220千円を、合わせて840千円を減額するというような内容がございましたので、この3,200千円の増と、それから840千円の減、2つ足しまして2,360千円の補正をお願いするものでございます。財源につきましては、全額国県支出金でございます。

次に、6款1項6目土地改良事業費につきましては1,860千円の補正をお願いするものでございます。

17事業 小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業費につきましては、1,860千円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、主な事業の説明書の方に詳しく説明書を提示してございます。14ページの方も、こちらを併せてご覧頂きたいと思います。23年度から新たに市単独事業としてスタートいたしました小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業につきましては、国・県の補助を得て行うことが難しい中山間地域でのほ場整備につきまして、その地域の農家が望み、地域に合った土地改良を、農家負担は国・県事業並みに抑えて行うことによりまして、担い手の定着による集落コミュニティの向上、あるいは再生等を農業基盤整備の面から支えていく、支援していくというものでございます。当初計画におきましては、西仙北地域の円行寺地区におきまして受益者4名、受益面積6.5ヘクタール、事業費4,160千円でしたが、事業の進捗に合わせて集落での協議・打ち合わせを重ねましたところ、要望箇所の追加や新規参画希望者の増によりまして、受益者が8名増えまして12名に、受益面積は7.8ヘクタール増えまして14.3ヘクタール、事業費が1,415千円増えまして5,575千円に変更するものでございます。なお補助対象事業費につきましては、人件費相当額を、地域の労力の提供を見込みまして人件費相当額を控除した額としてございます。また農家負担率につきましては、ほ場整備事業の通常の農家負担率7.5パーセントに合わせてまして、その結果、補正額は1,860千円となるものでございます。

次に、27事業の農地・水・環境保全向上対策事業費につきましては、同事業内で新規事業に取り組むにあたりまして、予算細目の組み替えと財源の振り替えをお願いするものでございます。こちら資料ナンバー2-1の方の15ページに、主な事業説明書ということで詳細を載せてございますので、併せてご覧頂きたいと思っております。事業の内容でございますが、農地・水・環境保全向上対策事業の一環といたしまして、農業用水を利用いたしました小水力発電を行いまして、その電力を夜間照明や災害時用として確保しようとするもので、自然エネルギーの活用・普及、農地・水・環境保全向上対策事業を実施する各活動組織への波及を目的にモデル的に行うものでございます。具体的には、西仙北地域の大沢郷宿にございます宿農村公園内にございます湧水にあります水車の動力を活用いたしまして、そこに発電装置・蓄電器・LED照明等を設置するものでございます。事業費といたしましては、工事費が1,200千円、小水力発電啓発用看板が200千円でございます。同事業の負担金・交付金に予算残が見込まれますことから、予算細目の組み替えにより対応するものでございます。なお財源といたしまして、秋田県小水力発電事業化促進補助金600千円が充当されますので、一般財源の同額が減額となるものでございます。

次に、6款2項2目林業振興費につきましては、5,210千円の補正をお願いするものでございます。

30事業の未利用広葉樹資源活用支援事業費につきましては、5,210千円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましても、主な事業の説明書に詳細を載せてございます。16ページも併せてご覧頂きたいと思っております。この事業は、県の新規事業の採択を受けまして9月議会で補正をお願いした事業でございますが、この度新たな事業が追加になったこと等に伴いまして、追加の補正をお願いするものでございます。事業の内容につきましては、広葉樹林の伐採技術が資源の活用システムを再構築いたしまして森林の更新を図り、病虫害に強い森林に誘導していくために、森林の調査等に要する経費に対しまして交付金を交付するという事業でございますが、この度の補正の内容でございますが、森林の現況調査者に対しまして調査・活動費を支援する資源情報収集支援事業、これは森林組合等の方へ補助するものでございますが、対象面積が89.95ヘクタールから94.95ヘクタールということで5ヘクタール増えてございます。助成額がヘクタール当たり18千円でございますので、①にございますように90千円の増となっております。また新規事業といたしまして、有利販売に意欲的に取り組む

森林所有者に対しまして仕分け経費を支援する有利販売活動支援事業、この仕分け経費と言います仕分けは、根本からは用材やチップ材をとる、裏からは枝からはキノコ原木を生産するというような伐採方法のようでございますが、この仕分け経費を支援する有利販売活動支援事業、こちらは森林所有者の方へ補助をいたしますが、森林対象面積79ヘクタール、材積といたしましては6,400立方になります。助成額が立方当たり800円でございますので、5,120千円の②の増となるものでございます。合わせまして、①・②合わせまして5,210千円の補正をお願いするものでございます。なお、財源といたしましては全額国県支出金でございます。

次に、6款3項1目水産業振興費でございますが、2,132千円の補正をお願いするものでございます。

12事業 鮭資源等確保活用事業費につきましては、2,132千円の補正をお願いするものでございます。これまで放流したサケの稚魚につきましては、社団法人の本州鮭鱒増殖振興会からの買い上げがございましたが、これが平成22年度で終了してございます。平成23年度からは、県が農林漁業振興臨時対策基金、いわゆる100億円基金の財源を活用いたしましてサケ資源造成特別支援事業というものを設置いたしまして、激変緩和措置として向こう3年間稚魚の買い上げを行って頂けることになりまして、その買上額を歳入として、またその買上額の2分の1を事業負担金として納付する必要があることから、その額を歳出として補正をお願いするものでございます。具体的には、稚魚の買上主体は秋田県さけます増殖協議会でございます。買上尾数が1,358千尾、単価が2円83銭でございますので、これらの買上尾数・単価とも前年並みでございますが、掛けまして3,843千円を歳入とするものでございます。それから事業負担金でございますが、買上額の2分の1でございますので、1,922千円を負担金として補正をお願いするものでございます。また、災害時、稚魚育成に必要な地下水を確保する態勢が必要でありますことから、稚魚の育成期間中の1月から3月、非常用の発電機を借り上げる経費210千円も併せて補正をお願いするものでございます。合わせまして、歳出では2,132千円の補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、財産収入になりますが稚魚の売払収入が3,843千円が充当されますので、補正後、一般財源につきましては1,711千円が減額となるものでございます。

ページが飛びまして、補正予算書の18ページの方をご覧頂きたいと思っております。

1 1 款の災害復旧費になります。

1 1 款 2 項 1 目農地農業用施設災害復旧費でございますが、6, 3 5 7 千円の補正をお願いするものでございます。

6 0 事業 農地等災害復旧事業費補助金につきましては、6, 3 5 7 千円の補正をお願いするものでございます。資料ナンバー 2 - 1 の主な事業説明書の 1 7 ページに詳細が載せてございますので、併せてご覧頂きたいと思っております。補正の内容でございますが、平成 2 3 年 6 月 2 3 日から 2 4 日にかけて発生いたしました梅雨前線の集中豪雨によりまして、被災しまして国の補助事業及び起債の対象にならない農地につきまして、市では単独で助成を行ったところがございますけれども、この度、県が農家へ助成を行った市町村に対して、さらに事業費の 3 分の 1 以内で助成するということになりまして、事業の要件に該当いたします被災者には、県から補助金が交付されるというものでございます。その事業の要件と申しますのが、1 箇所の事業費が 1 0 0 千円以上 4 0 0 千円未満ということになります。市の助成が 4 分の 3 でございましたので、今回の県の助成により、該当する農家の負担はゼロになるものでございます。歳出の内訳でございますが、この表にございますように大曲地域 5 件 2 3 9 千円、神岡地域 4 件 3 3 4 千円、西仙北地域 3 2 件 1, 8 5 5 千円、中仙地域 4 件で 2 7 4 千円、協和地域 2 9 件の 2, 1 4 8 千円、南外地域 2 8 件の 1, 4 3 8 千円、仙北地域 1 件の 6 9 千円で、合わせまして 1 0 3 件の 6, 3 5 7 千円となるものでございます。なお財源といたしましては、6, 3 5 7 千円全額が県の支出金でございます。

以上、平成 2 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 1 号）のうち、農林振興課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（北村稔） はい、ありがとうございました。

それでは、次に藤川商工観光課長、お願いします。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい、委員長。商工観光課の藤川です。どうぞよろしくお願いいたします。議案第 2 4 0 号 平成 2 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 1 号）のうち、商工観光課所管の歳入予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の 1 0 ページをお願いいたします。一番上でございます。

歳入 1 6 款財産収入 2 項財産売払収入 9 目残余財産収入につきましては、7, 7 6 4 千円を補正するものであり、西仙北温泉インター株式会社が解散したことによる残余財

産収入であります。西仙北温泉インター株式会社につきましては、西仙北インターチェンジが3月26日からETC車専用のスマートインターチェンジ化されたことから、料金收受業務が終了し、お手元に参考資料がお配りされていると思っておりますけれども、その中の西仙北温泉インター株式会社清算終了までの経緯をご覧になって頂きたいと思っております。上から4つ目の◎にありますとおり、6月24日に会社解散等が決議され、9月22日に残余財産の分配についての清算人会議が開催され、10月3日から分配金の振り込みを開始し、すべての清算事務が終了したことが10月13日の臨時株主総会で報告されております。次の2枚目の資料につきましては、残余財産分配金額を示したものでございます。右側が最終分配金額となっております。そこに記載されました大仙市の分配額、7,764千円が今回の補正計上額でございます。なお、個人で出資されました柳葉敏郎さんにつきましては、ユメリア内にギバちゃんの部屋をつくって頂いたり、プロ野球選手のOBを招待しての野球教室を開催するなど、地元には様々な貢献をして頂いていることから、出資金2,000千円を全額振り込んでおります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（北村稔） はい、ありがとうございます。

次に小野地企業対策課長、お願いします。

○企業対策課長（小野地洋） はい、委員長。

○委員長（北村稔） 課長、お願いします。

○企業対策課長（小野地洋） 議案第240号 平成23度大仙市一般会計補正予算（第11号）のうち、企業対策課が所管する予算につきましてご説明申し上げます。

始めに、先程ご承認頂きました大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関しまして、債務負担行為を設定していることについて改めてご説明申し上げます。資料ナンバー2の補正予算書4ページをお願いいたします。資料にありますとおり、平成24年度から26年度まで3箇年の債務負担行為、23,937千円を限度額として設定してございます。

それでは補正予算書の14ページ、事業説明書の12ページをお願いいたします。

5款労働費1項4目18事業 緊急雇用創出臨時対策基金事業費についてであります。6,172千円を追加補正して、補正後の額を78,807千円とするものであります。財源の内訳といたしましては、県が造成した基金から補助率10分の10の補助金、同

額を歳入として見込んでございます。本年度当初予算並びに補正予算すでにご承認頂いております直接雇用分の補助対象事業17事業に、今回追加事業として1つの事業の予算補正をお願いするものであります。事業の概要は、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業費を活用し、市が求職者を臨時職員として直接雇用し、再就職までの生活支援を行う事業であります。事業の内訳といたしましては、空き家等対策事業で、事業は総合防災課が担当し、事業内容は平成23年の豪雪を踏まえ、空き家屋根への多雪、積雪が多いことによる対応策を講じるため、全市的な空き家一斉調査を実施し、その結果に基づき、所有者に対して空き家管理への注意勧告を促すとともに、空き家パトロールによる現場確認等を実施いたします。その上で、空き家の倒壊の危険性及び落雪による通行人等への危険性などを総合的に勘案しながら、緊急避難的に市で雪下ろし・除雪等の作業を実施する内容であります。本事業によりまして、作業員として8人、調査マップ作成の事務員として2人、合計10人を雇用し、1月中旬から3月末日までの業務を予定しております。事業費は、人件費として賃金・共済費で合計3,867千円、物件費用として空き家調査マップ等の作成、雪下ろし道具など消耗品、軽トラックの燃料費などとして845千円、排雪作業委託料515千円、調査等移動のための車の借上料945千円などであります。

次に、同じく補正予算書の14ページの下段、及び事業説明書は13ページをお願いいたします。

5款労働費1項4目62事業 大仙市雇用助成金についてであります。本助成金は、雇用機会の拡大と創出を図る助成金で、従来からの雇用奨励助成金などの2つの制度と、今年度創設いたしました6箇月ごとの雇用実績に基づいて助成金を交付する雇用創出助成金の3つの制度からなっております。当初予算におきましては、本年3月末日までの現行3制度による新規雇用の見込み分として15,000千円を計上してございます。本年4月から適用しております雇用創出助成金の申請が当初見込みより増加すると見込みましたので、今後において必要な助成金の補正を今回お願いするものであります。増額分の内訳といたしましては、福祉・製造業の事業所において新卒・一般、合計で105人の新たな雇用があったことから、申請見込み分の助成金、合計8,175千円の補正のお願いをするものであります。事業所につきまして、福祉分野であります西仙北地域の社会福祉法人柏仁会で35人、製造業分野であります西仙北地域の東海プラスチック株式会社で70人です。柏仁会は全従業員107人のうち、施設の拡充な

ど、これまで随時雇用して参りました臨時職員を待遇改善のため、23年7月1日付けで正規雇用に切り替えたものであります。東海プラスチック株式会社は23年4月1日から、同じ会社名であります但旧の東海プラスチック社から経営権を継承した、新しい経営者によりまして再出発した事業所であります。いずれの事業所も助成金の対象となることから、今回対象とするものであります。

以上、企業対策課が所管する補正予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○委員長（北村稔） ありがとうございます。

申し上げます。ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は11時5分。

午前10時53分 休 憩

.....
午前11時00分 再 開

○委員長（北村稔） それでは再開します。

議案第240号の説明を頂きました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いいたします。武田委員。

○27番（武田隆） ちょっと中身のことでなくて、ちょっと提案ですけれども、この委員会の提案ですけれども、今各課ごとに全部説明して、それでこれから質疑というふうに入るのですけれども、これ、課が終わった時点で質疑、また課が終わったら質疑という方向でいったらどうでしょうかという提案ですけれども。今ではなくて、この次からそういう形でやって頂ければ非常に我々もありがたいし、質疑の内容も濃くなるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（北村稔） 私も説明聞いてて、何かそういう感じしました。皆さん。

○13番（金谷道男） 予算はそうした方がいいです。

○18番（佐藤芳雄） 前にこうやっていたからやったのでしょうか。俺もそう思ったけれども、どちらの方がうまくいくかの問題ですな。うまくというか、スムーズに。

○副委員長（茂木隆） 今武田委員言ったように、そうした方が分かりやすくいいです。

○18番（佐藤芳雄） 俺達もそうやっていた。

○委員長（北村稔） 次回からは課ごとに説明・質疑と、そういう形でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） では、次回からはそうします。ありがとうございます。

どうぞ、質疑のある方は。

- 18番（佐藤芳雄） はい。
- 委員長（北村稔） はい、佐藤委員。
- 18番（佐藤芳雄） 質疑というよりも。情報システム課ですけれども、南外中央地区のケーブル移設というから私関係者であるけれど、どこのケーブル移設したのか。相馬さん、南外だから分かるだろうけれども、場所はどこか。俺の頭では、まだ報告受けていないけれども。
- 情報システム課長（相馬幸則） はい、委員長。
- 委員長（北村稔） はい、相馬課長。
- 情報システム課長（相馬幸則） はい。湯ノ又の児童館の付近のところの電柱、NTT柱2本の移設というふうに伺っております。
- 18番（佐藤芳雄） はい、分かりました。
- 委員長（北村稔） ほかにございませんか。はい、小山委員。
- 8番（小山緑郎） ちょっと一つ確認というか、確認したいのですけれども、この農地等災害復旧事業費補助金、これ、県の方から6,357千円、各地区になっていきますけれども、この中身といえば、例えば田圃に砂利が入ったとか、ああいったやつですか。
- 農林振興課長（木村喜代美） そうです。
- 委員長（北村稔） はい、農林振興課長。
- 農林振興課長（木村喜代美） はい。そのとおりでございまして、施設と農地と2つ、災害は分けてございましたけれども、今回県の対象になりましたのはそういう農地に砂利が入ったとか、畦畔が崩れたとかそういうものが対象になってございます。
- 8番（小山緑郎） はい。良かったです。ありがとうございました。
- 委員長（北村稔） いいですか。
- 8番（小山緑郎） いいです。
- 委員長（北村稔） ほかに。
- 27番（武田隆） はい。
- 委員長（北村稔） はい、武田委員。
- 27番（武田隆） 今と同じ分で、だいたいこれで全農家、被災された農家というか、市民の人方の農地災害の申請というのは終わったというものですか。まだ残っている。
- 農林振興課長（木村喜代美） はい、委員長。

- 委員長（北村稔） はい。
- 農林振興課長（木村喜代美） 今、実際に工事は概ね終了しつつございますが、一部まだ終了していない地域もございます。西仙北地域はやっぱり件数多ございましたので、一部まだ確認が終了しないところもございますが、なるべく年内にできるように進めております。
- 27番（武田隆） はい、ありがとうございます。お願いします。それからもう一つ。これ、さっきの説明で、農家負担がゼロになるということであったですな。ということは、25パーセントを農家が持っていたのが、お金を、できた家にはそのお金を返すという形になるのですか。
- 農林振興課長（木村喜代美） はい、委員長。
- 委員長（北村稔） はい、農林振興課長。
- 農林振興課長（木村喜代美） ご指摘のとおりでございますが、県は3分の1ということでございますが、20ミリ以上、時間当たり降ったということで、50パーセントの補助を75にしておりましたので、3分の1をやりますと100を超えてしまうというようなことになりましたので、3分の1以内ということで25パーセント分に県の補助金を適用させて頂きまして、あとからお支払いをして、結果的に農家負担がなくなるということでございます。
- 27番（武田隆） はい、ありがとうございます。農家に代わりまして、ありがとうございます。感謝申し上げます。
- 委員長（北村稔） はい、茂木委員。
- 副委員長（茂木隆） 同じ関連というか、この農地等の災害の復旧事業費の補助金についてでありますけれども、この県の事業というのはいつ決まったのか、決定されたのか、それをお伺いしたいと思います。
- 農林振興課長（木村喜代美） はい。
- 委員長（北村稔） はい、農林振興課長。
- 農林振興課長（木村喜代美） 要綱の制定は平成23年の10月5日でございます、県の要綱の制定日は。
- 副委員長（茂木隆） はい、委員長。
- 委員長（北村稔） はい、茂木委員。
- 副委員長（茂木隆） この大仙市の補助の事業に対しての農家の申請というものは、い

つまでの締め切りに対してこの事業を適用するのか、それをお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（木村喜代美） はい。

○委員長（北村稔） はい、農林振興課長、お願いします。

○農林振興課長（木村喜代美） 補正をあげさせて頂きまして、7月の臨時議会ということで補正をお願いいたしまして、なるべく早く申請を頂いておりましたけれども、委員会でその際にもご説明いたしましたが、追加がある場合については随時受け付けをいたしまして、それで足りない場合は補正なり予備費対応をして、農家の復旧に支援をしていくということで、その当時お答えさせて頂いております。

○副委員長（茂木隆） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、副委員長。

○副委員長（茂木隆） 昨年も大きな被害があったわけですがけれども、これは昨年もやっぱりこのような事業が県の方から出てきておったものですか。

○農林振興課長（木村喜代美） はい。これはございませんでした。今年からでございます。

○副委員長（茂木隆） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、副委員長。

○副委員長（茂木隆） 農家負担がゼロになるということで、非常に本当にありがたいこととあります。ただ、この事業に申請する農家の方々は、最高でも市の要綱でも2分の1、それは4分の3まで補助すると、助成するということになって、少なくとも4分の1は自己負担しなければならないというふうに、昨年もそうでしたけれども、今年もそう思っていたはずですが、最高40万まででありますけれども、に対しての4分の3の補助ということで、4分の1は自己負担しなければならないということで、それであれば40万かかる人は10万円は負担しなければならないということで、おそらく申請を控えた被災農家もおると思います。そういうときにこのようにゼロになるということは、やっぱりそういう面で申請できなかった人と、結果的に申請してゼロになるということで、何か不公平が私は生じるのではないのかなと。これはあくまでも申告する農家の人の考え方であったとは思いますがけれども、やはりゼロになるということであればもっともこの被害箇所が、申請する人が増えてくると私は思いますので、そういう点で、おや、ゼロになった、良かったな、そうすれば俺も申請すれば良かったなと、いう人が私はおるのではないのかなと、そういうことに対してのこれからの対応というか、そう

いうものは何も考えておりませんか。

○農林振興課長（木村喜代美） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、農林振興課長。

○農林振興課長（木村喜代美） 実は、県からこの要綱がだいぶ遅く出されまして、私どもとしても議員と同じような気持ちがありましたので、県には、やっぱりこういうものはなるべく早く出して頂ければというようなことで、実は県には口頭ではございましたけれども要望させて頂いております。このあとにつきましてはそういう農家の、何と云うか、不公平というふうに感じられることのないようにですね、こういう情報等、あるいは県でやる事業はなるべく早く出して頂くとかですね、もっと補助率を上げるべきではないかというような方もおられましたけれども、75にいたしました、個人の財産ということもございますので、たまたま今回は2年連続で被災された方も中にはおられるということで、結果的に県の補助でゼロになる方もございますが、そこらへんにつきましては、議員のご指摘については重々そういうことの懸念と言いますか、不安を抱かれないように今後については気をつけて参りたいというふうに考えております。

○副委員長（茂木隆） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、副委員長。

○副委員長（茂木隆） これは気をつけたいと言っても、県の方でそういうふうに遅く決まったことであるから仕方がない面もありますけれども、例えば、これからそうであれば私も申請したいと、いう人があればそれに対する対応はどうするのか、ということをお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（木村喜代美） はい。

○委員長（北村稔） はい、農林振興課長。

○農林振興課長（木村喜代美） 今、補正としては、実施された方に差し上げるというようなことで額を確定させて頂きましたので、もしこのあとですね、そういう申請の方がおりますれば、市についてはもちろん対応して参りますけれども、県の方についてはそういう申請があった場合については対応できないか、県の方に今一度尋ねてみたいというふうに考えております。

○副委員長（茂木隆） はい、お願いします。

○委員長（北村稔） いいですか。ほかにございませんか。

○13番（金谷道男） はい。

- 委員長（北村稔） はい、金谷委員。
- 13番（金谷道男） 光ケーブルの移設のことなのですが、これは予算を見ると今後の光ケーブルの移設見込みがあるというふうにちょっと読みとれるのですが、これは同じような南外地区でのという話。それとも、全域についての話なのですか。
- 委員長（北村稔） はい、相馬課長。
- 情報システム課長（相馬幸則） 全域と言いますか、そうです。全域で4、5件が見込まれるということから、1,000千円を予想させて頂いたものであります。
- 13番（金谷道男） これは多分、電柱を借りていることだと思いますが、この電柱、やっぱり移設とかある度にそれは市の負担でやらなければならないという施設になることなのですか。
- 情報システム課長（相馬幸則） はい、委員長。
- 委員長（北村稔） はい、課長。
- 情報システム課長（相馬幸則） いちおう添架ということでお借りしてやっていますので、NTT柱なり電力柱、移設がある度にこういったことは今後も起きてきます。年間、かなりの件数になっています。
- 13番（金谷道男） それで、設置するときもちょっと質問したのだけれども、これ貸し出しするのだよな、事業者に。貸し出しだよな。それは11月に開通したことなので、今はもう貸出期間に入っているということですか。
- 情報システム課長（相馬幸則） はい。
- 委員長（北村稔） はい。
- 情報システム課長（相馬幸則） これ、昨年度敷設したもので、昨年度の途中からIRU契約を結んで貸しておりまして、その分は収入として入ってきております。
- 13番（金谷道男） ちなみに、今、これを設置後、接続した、何と云うのですか、全世帯のうちの何パーセントくらい接続しているとかというデータはあるものですか。
- 委員長（北村稔） はい、相馬課長。
- 情報システム課長（相馬幸則） 光ケーブルそのものはインターネットということで、旧大曲の町部を除いて市で昨年度、611キロを敷設しまして、それ以外の部分で例えば神岡とか西仙北、それから中仙の一部はNTTが独自でやった部分もありまして、つい最近11月1日に全市がようやく光ファイバが通じたということでもあります。インターネットの加入率までは詳細はちょっと把握していませんけれども。申し訳ございませ

ん。

○13番（金谷道男） なぜ訊いたかと言え、この施設は多分市民の人方が接続してきて初めて意味がある事業なわけだ。そうなれば、どのぐらい使っているのかということによってやっぱり良かったなということになるし、あんまり使ってもらわなければやらなければいけなかったのかという話にも、今みたいに維持費がかかっていくことだし。おそらく線の貸出料で償却はできるのではないかとは思いますが、いずれ市でやっぱり敷設したことなのだから、そこらへんのデータはときどき教えてもらえればやっぱり良かったなという事業になるのではないかなと。そんなふうに、ちょっとこれ見ててそう思ったので、ということです。

○委員長（北村稔） はい、相馬課長。

○情報システム課長（相馬幸則） 今、金谷議員からご指摘頂きました。件数、NTTに確認をとりながら、正確な数はなかなか向こうもいろいろ企業秘密とか何か分かりませんけれども、そういったものでなかなか詳しいところまで教えて頂けませんけれども、ある程度の部分で把握に努めて参りたいと思います。

○13番（金谷道男） 要は、民間がやればいいものを行政でやったという話なので。そこが儲からないから多分やらなかったのだろうと思うけれども、そういうデータというものは必要だと思うので、お願いします。

それからもう1点。今、電算関係のいろんなデータ、当然ここにも補正予算出ているのだけれども、その電算室というか電算センターで持っているのだと思うけれども、ちょっと私今回の災害でちょっと思ったのだけれども、その中でも市でなければ、ほかのところはバックアップされていないデータというものはないものだろうか、あるものだろうか、ということがまず1点。それをここ以外のどこかで、この建物以外のどこかのところでバックアップするということはこれから先考えられないのかな、と私ちょっと今回の災害でそんなことを思ったのです。電算のデータがないと仕事進まないというような行政の仕組みにもう完全になってしまって、そのときに一発でゼロになって、また積み上げしなければならぬとなればこれ大変な話だと思うので、何かそのバックアップを別の場所に、バックアップしていくというようなことが必要なのでないのかと思うけれども、そこらへんは電算の担当の方ではどのように考えているものだ。

○委員長（北村稔） はい、相馬課長。

○情報システム課長（相馬幸則） はい。大曲の情報センターに加えまして、金谷議員も

ご存じかと思えますけれども、神岡の方にも神岡情報センターというものがありまして、そちらにも何個かのサーバを置いております。今、バックアップと言いますか、この前の震災の際でありますけれども、無停電、何と言いますか、電気が消えてもシステムだけは数時間動くようになっていますので、すぐデータが消えるとかそういうことはないと思えますけれども、バックアップ等々につきましては、ほかの方においてということも今おっしゃられましたけれども。NTTさんとか、いろいろなところからバックアップおいたらどうかとか、そういったデータセンターに預けたらどうかということで、そういうお話きていますけれども、まだ今のところは、ちょっと具体的にはそのあたりは検討はしておりません。

○13番（金谷道男） 金のかかる話になるかもしれないけれども、私が言っているのは物理的に、データとしては確かにそのまま残っているかもしれないけれども、物理的なことも含めて考えたときに、物理的に壊れるという、そのことも考えたときに、大仙市は広いエリアなので、一つの災害で全域が全部ということはちょっとやっぱり考えられないのではないかなと。そういう、私が言っているのは物理的な意味での話。どこかNTTとか、そういうほかのところに持っておくにいいとすれば、それは私はそれでいいと思うのです。何かそういう、今は電算でデータ管理している、すべて仕事を中心なので、何かそこらへん、今せっかく防災計画も見直しやっているところだから、ぜひ考えて欲しいなと思えます。

○委員長（北村稔） はい、小松部長。

○企画部長（小松辰巳） 電算の安全の確保でありますけれども、確かに議員おっしゃるとおりサーバの二重化とかで、いわゆるデータを常に2つ持っているという手法もございます。当然、多額な経費がかかることになりますので、それらについては今の災害を含めて検討して参りたいと思えます。一方で、毎日情報というものはバックアップとられています。ですから、機械そのものが破壊されたとしても、災害で破壊されたとしてもデータとしては残っていますので、通常であればバックアップしたデータそのものもまたいつてしまえばアウトですけれども、通常は前日の情報に常に戻される状況にはなっていないと思います。ただ、当然そのバックアップも壊れる可能性、同じ場所だとそういう危険性もございますので、二重化等ができるかどうか、そこらへんについて、今後、防災計画と併せて検討してみたいと思えます。

○13番（金谷道男） 大仙市でなければならないというものな。ほかのところでは2つ持って

いるデータみたいなものはいいと思うのですよ。ただ、本当にここにしかないというものについてはやっぱり、考えておかなければだめなのでないかなと思います。

○委員長（北村稔） いいですか。

○13番（金谷道男） はい。

○委員長（北村稔） ほかに質疑はありませんか。はい、後藤委員。

○3番（後藤健） 大仙市の雇用助成金のところなのですけれども、新卒150千円掛ける4、一般75千円掛ける101ということでなっていますけれども、当初予算の説明書、僕今ちょうど持っているのですけれども、当初予算の説明書によれば、一般が150千円で新卒者300千円というような額で記載になっていますけれども、この額の違いというのはどういったところで違いが出ているのかというところ、まず1点。

○企業対策課長（小野地洋） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、課長、お願いします。

○企業対策課長（小野地洋） 助成金の金額につきましてご説明いたします。今回補正をお願いいたします案件は、雇用の実績が23年度4月以降の分でありまして、先程説明の中でも少し触れましたが、半年ごとの6箇月雇用の実績をもちまして申請を受け、23年度で6箇月分を助成するというものですので、ちょうどそれぞれ新卒が半額の150千円、一般が半額の75千円ずつということで、この度の補正はお願いしております。当初は、22年度の制度がまだ1年雇用ですとか3箇月雇用後の申請とかということで、同時に22年度までの制度も同時に動いておりますので、23年度の当初予算には150千円と300千円という表記があったと思いますけれども、今回の補正はそういった理由から記載してございます。

○3番（後藤健） はい、ありがとうございます。あと、大仙市民を期間のない契約により会社等とありますけれども、これは例えば個人の病院ですとか、そういったものも含まれるのかどうかというところをお聞かせください。

○委員長（北村稔） 小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） はい、委員長。お尋ねは個人の事業所でも対象になるかということですが、社会保険・雇用保険などの要件を満たしていれば個人であっても会社形式であっても対象になるものです。

○3番（後藤健） であるならば、あまりにも対象の人数が少ないような。先程の説明では柏仁会さんと東海プラスチック、2箇所しかなかったのですけれども、実際はこれは

あり得ないと言いますか、絶対もっと新規雇用の方はいると思うのですけれども。

○企業対策課長（小野地洋） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） では改めて、当初予算でお願いしておりました15,000千円、今回補正でお願いします8,175千円の関係につきましてご説明いたします。ただ今申し上げましたとおり、半年の雇用実績で申請を受け付けるというような時差があります関係で、当初見込みました事業所数、雇用の人数の見込み、これは22年度の実績なども勘案して運用しておりますけれども、たまたまた今ご説明した柏仁会と東海プラスチックというのが大口だったものですから、当初の見込んだ事業所数・雇用人数で積算した15,000千円ではちょっと足りないということですので、15,000千円と今回の8,175千円、足した23,175千円の執行の残額、残りが引き算しますと9,000千円ちょっとになりますけれども、9,000千円ちょっとで何と言いますか、その他の様々な申請に対応していこうとするものであります。

○3番（後藤健） はい、ありがとうございます。あと、これ65歳未満というふうになっていきますけれども、この年齢の設定というのはどういったあれで65歳の、期間の定めのないというふうになっていきますので、こういう言い方もあれですけれども、64歳でもこれ対象になるということだと思うので、その64歳の人を期間の定めのない雇用ということで当然いいのしょうけれども、もう少し、何を言いたいかと言え、年齢を引き下げて使いやすい制度にした方がいいのではないのかなと思っておりますけれども、そのへんは方向性、何かあれば。

○企業対策課長（小野地洋） 委員長。

○委員長（北村稔） はい、小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） 最初の年齢につきましてご説明いたします。年金の支給開始年齢が65歳からということが法律でありますので、65歳未満というふうには要件を実は緩和してきたところであります。市としてはやはり雇用の維持、それから雇用の拡大を事業所に対して応援していきたいということで、制度を改めてきた経緯があります。そういった意味で45歳未満というような対象年齢を、45としてきた制度もございまして、見直しの過程で65歳未満として、事業所に対してもこの助成金の制度を使いやすく、市としても応援するという姿勢を見せるということで、65歳に拡大してきた経緯があります。

○3番（後藤健） 何歳で区切るかという話で、それ以上の人を雇用したらだめなのかという言い方ではないのですけれども、例えばもっと若い人を、年齢を40歳でも35歳以下でも対象にしてですね、雇用の助成金の額を少し上げるですとか、そういった方法があれば若い人の雇用につながるのかなというふうな思いもあるので、そのへんどういった認識でいらっしゃるのかということと、あと年齢ちょっと区切らせて、勝手に区切らせて頂きますけれども、50歳ぐらいの、50歳以上の年齢でこの助成金を、雇用した例というのは、東海プラスチックさんなんかはもしかすればあるかもしれないですけれども、市全体として50歳以上で退職になった人、何人ぐらいいるのか、もし分かれば。

○委員長（北村稔） はい、小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） 具体的な数値はただ今手元にございませんで、後程お示ししたいと思います。ただ、今おっしゃいました東海プラスチックさんでありますとか他の事業所におきまして、その前の会社の建物・工場を引き継いで、従業員は引き継いだ形で操業を継続して頂いたというような例がほかにも2つ程ありますので、その際には年齢が50を超えた方も含まれていたとっております。数字に関しては調べて後程と思います。

○委員長（北村稔） はい、高橋部長。

○農林商工部長（高橋豊幸） ただ今のご質問に補足させて頂きたいと思いますが、この年齢要件につきましては、前、45歳未満ということで、できるだけ厚生労働省が定める若い人材の年齢制限はそこに線引きされておまして、その制度の中でこちらの助成金制度を創設しておりました。ですが、やはりリーマンショック当時から、年齢の幅をもっと拡充すべきというこれまでの委員会の中でのご意見もありまして、その緊急措置として、やっぱり65歳までは拡大しないと今の離職者を救えないだろうということで、まず拡充してきた経緯がございます。今の、このあと策定いたします大仙市の経済・雇用・生活緊急対策の中の第四次行動計画案をこれから策定するわけですが、その中で今の新規高卒者、あるいは大卒の方々の助成金の、今後藤議員がおっしゃいます単価、そういったことも今見直しをかけなきゃできないだろうというふうに見ています。で、その中でやはり今、できるだけ若い方を我々もこの助成金を使いながら就労して頂きたいという思いもありまして、全体的な制度としてどうあるべきか、行動計画の策定の中で検討していきたいと思っております。できるだけ若い方を就職させるための助成金

という位置づけを、きっちりつくり上げていきたいなというふうに思っております。

○3番（後藤健） はい、ありがとうございます。最後ですね、ちょっと今回の補正の中身とは関係ない話なのですが、西仙北インターの話なのですが、今6時から10時というふうに、E T C専用になりまして6時から10時というふうになっているのですが、その経営云々の話で、E T C専用になったことに関してはとやかくはないのですが、時間ですよ。今までであれば人がいるので人件費等々の問題で時間制限があったのは分かるのですが、E T C化になって人の設置がいらぬのに時間制限があるというのはどうしても使い勝手が悪いような。僕も使い勝手が悪いなと思っていますし、おそらく西仙北地域の人も使い勝手が悪いと思っていると思うのですよ。そのへん、ネクスコさんでしたか。ネクスコさんのあれなのでしょうけれども、そのへん市の方で働きかけと言いますか、時間の延長ですとか、24時間やって頂ければ一番いいのですが、そのへん市の方でどのような認識でいらっしゃいますかね。

○委員長（北村稔） はい、小松部長。

○企画部長（小松辰巳） 西仙北インターのE T Cの関係につきましては、私からお答えさせて頂きたいと思います。まず一つは、E T C化になったといたしましても必ず保守員はつきます。ですから、完全無人ではありません。E T Cバーにぶつかったりするということがございますので。これまでの人数のだいたい半分ぐらいの方々が常に常駐するというような型になっていると聞いております。実はこの時間延長につきましては、前からネクスコさんの方をお願いしてきた経緯がございます。E T C化になるのだから、例えば24時間オープンして頂きたいといういろんな方の要望がありましてお願いした経緯がありますが、実は今、夜10時から朝6時まで閉まっている関係でデータがないのですが、大曲のインターでの夜10時から朝6時までの利用率を元に、西仙北の現在の利用者数を掛けると、夜の時間に利用する数はものすごい少ない状況になります。そういうことで、ネクスコさんの方からは、現状では時間の延長は難しいということで、再三お願いはしておりますが、今現在の利用状況では時間延長はちょっと難しいということでお話は頂いております。

○3番（後藤健） E T C化になるときに機器についての助成があったのは当然知っているのですが、E T Cの機械がない人はまったく使えなくなってしまった上に、E T Cがある人の使い勝手が良くなったかと言えばそうでもないという状況になったような気がしますので、ぜひ強く要望したい。まして、西仙北、空港からすぐ近く、高速使

わなくても近くといえは近くなのですけれども、空港、今何か10時まで営業と言いますか、開港しそうな話もあるみたいなので、その便にもよるのでしょうけれども、空港の利便性も考えても10時というのはちょっと短いのかなというふうな思いがありますので、ぜひ強く要望してもらえればなと思います。

○委員長（北村稔） はい、小松部長。

○企画部長（小松辰巳） 西仙北インターの利用率アップのための地区協議会というものが設置されてございます。国・県、それからネクスコさんも入ってございますので、その席上でも再度お願いはして参りたいと思います。そのためにも、なんとか多くの方々に西仙北インターを利用頂くことによって、利用者増になればネクスコさんの方でも時間延長も検討するというような話は当然頂いておりますので、地元の方々にも利用頂くように我々もその提案に努めて参りたい、そのように考えております。

○3番（後藤健） 利用者増という話、促進という話もありますけれど、現実使えないので。使えないので使わないと言いますか、特にETCのない人は全然もう使えない状況になっているので、どちらが先かという話になれば分からないのですけれども、いずれ利用しやすくなれば利用する人も増えるかもしれないので、その空港の時間というものを一つ考慮して頂きたいなというふうに思います。

○委員長（北村稔） よろしいですか。ほかにございませつか。藤井委員。

○5番（藤井春雄） 先程の、部長から雇用対策についての話がありました。部長の話によりますと、後藤君が若い者の立場でいろいろ主張されるのはそれはそれで結構だと思うけれども、これからの計画について、若い人達を視野に入れた政策を重点に進めていきたいと、こういうような、これからの計画を含めて部長から見解出されて、私黙っているわけにはいかないですね。高齢者の星だとかと言って選挙で出てきたのが、さっき委員長言うように今度インターネットで委員会のことが報告されるというのでですね、お前が高齢者の星だと言って出て、あのとき黙っているのかと言われるわけにはいかなないので一言言わせて頂きたいのですが。確かに若い人達がやっぱり職もなくて、というのは大変な状態だし、それはそれなりとして手厚く進めていかなければならないけれど、これは当然だと思いますよ。それについては全然否定する気も何もありません。ただ昨日ですか、小山さんから高齢者パワーをどう活かしていくかというのがこれからのやっぱり社会の大きな一つの鍵になると、これもまた事実だと思うのです。政策全体が、やっぱりこれまでの60歳定年というものを65歳、昨日のテレビですか、70歳まで

というそういう議論さえ広がっているときですね、ましてさっき説明あったように年金は65歳でなければもらわれないという時代になってきているわけで、64歳までの人だって生活あるわけで、ましてリーマンショックや何かで会社クビになった人や何かというのはいっぱい出てきているわけで、それを削って若い者にと、それは若い者に手厚くやって、これは何と言ったって雇用政策というのは基本なのでね、これはそうだと思うけれども、だからと言って60歳代に行政が補助するとか手助けするというのは、これ無意味だという時代ではないと思うのですな。だからここ、さっきこれからの新しい計画にこうしますというのではちょっと困るので、もう少し丁寧な検討をぜひして欲しいと、一言言わせて頂きたいと思います。

○委員長（北村稔） 高橋部長。

○農林商工部長（高橋豊幸） 大変言葉足らずで申し訳ございません。先程、雇用助成金制度そのものの中で、若い方々の部分についてもっと考えてもらいたいというご意見というふうに承って、今の制度を拡充する考え方でどこまでもスタンスは持ってごさいます。年齢を若い方に引き下げるとかそういった考え方ではなくて、藤井委員おっしゃるとおり、それぞれ生活している中で働かなければできないということを支援するための制度でありまして、年金受給するまでは最低でもやっぱりこういう支援制度は確保していかなきゃできないだろうという考え方に立ってごさいます。もちろん、国の制度が70歳という、それも高年齢者の雇用の推進、今促進されていますけれども、それも我々が前提にしながら、今できるところはまず65歳までということでした線引きさせて頂いてはいますけれども、これも状況によってやっぱりいろいろ見直しかけなきゃできないという部分はあるかというふうに思っております。ただ、今までの現行の制度ではやっぱり市民の評価にあるとおり、かなりこの雇用対策については低いというふうに、一生懸命取り組んではいますけれども、なかなか評価を得るまでには至っていないので、そういったところも見直しかけながら進めて参りたいというふうに思っております。もちろん、高年齢者の雇用については、当然今までの事業としていろいろ、予算には特別反映されていませんけれども、大曲仙北雇用開発協会事業なり、そういったところで高年齢者の雇用についての研修なりそういったこともやっていますし、もちろんシルバー人材センターの動きも事業も当然あるわけで、そういった中で市としては応援していかなきゃできないというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（北村稔） はい、ありがとうございました。

ほかに質疑、ございませんか。

○副委員長（茂木隆） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、副委員長。

○副委員長（茂木隆） 未利用広葉樹資源活用支援事業についてでありますけれども、大変こういう事業はすばらしい事業だというふうに考えておりますけれども、今その中の資源情報収集支援事業に対して、5ヘクタール追加して94.95ヘクタールを対象とするとありますけれども、これは樹齢何年以上の広葉樹で、かつこのナラ枯れ病は管内、大仙市管内でどのくらい発生しているのか。例えば太田とか中仙とかはこの対象に含まれておりませんが、これに対してそっちの方はどうなるのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（北村稔） はい。

○農林振興課参事（田中盛耕） 農林振興課の田中です。よろしく申し上げます。この事業の採択基準ですけれども、概ね10歳級以上ということになっております。いわゆる50年製以上が採択基準となっております。それから、ナラ枯れの発生につきましては、今年度確認したところ、大仙市ではまだナラ枯れの発生はしていないという状況でございます。それと、この計画につきましては事業主体が森林組合・林業体となっておりますけれども、県との関連で、事業始まる前にいろいろな計画・要望等ございましたけれども、今年度につきましては仙北西管内、それから門脇木材、そういうことで計画されておまして、東の森林組合からは計画、今年度はございません。以上でございます。

○副委員長（茂木隆） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、茂木委員。

○副委員長（茂木隆） この事業は今後継続される事業ですか、の予定ですか。

○農林振興課参事（田中盛耕） はい。

○委員長（北村稔） はい、田中参事。

○農林振興課参事（田中盛耕） はい。23年度から25年度までの3年間ということで計画しております。

○副委員長（茂木隆） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、茂木委員。

○副委員長（茂木隆） ええ、分かりました。それから有利販売活動支援事業というものがあまして、これは森林所有者に対して経費を支援するとありますけれども、これま

でも森林所有者に対して、非常に、山を持っていてもなかなか森林所有者に対してスギだとかそういう用材に対してもほとんどお金が入らないというようなことで、個人に、所有者に対して経費を支援するということは非常にありがたいことでもありますけれども、その中で今回これに選択された所有者あるいはその対象地区、これはどのような基準で選定したというか、この事業にのせたのでしょうか。

○農林振興課参事（田中盛耕） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、田中参事。

○農林振興課参事（田中盛耕） この有利販売の支援事業というのは、今回、資源情報収集活動事業にございます94.95ヘクタールのうち、今年度伐採する箇所につきまして支援していきますという内容でございます。ですから、今年度伐採いたします森林組合の分79ヘクタールにつきまして有利販売する事業ということで、森林所有者に材積の立米当たり800円というものを助成して支援していきたいという内容でございます。

○副委員長（茂木隆） いいですか。委員長。

○委員長（北村稔） はい、茂木委員。

○副委員長（茂木隆） これはあくまでも森林組合に伐採とかそういう委託をしなければならない事業ですか。個人で、仮に自分で伐採して自分である程度選別というか、そういうことに対しては適用ならない。なりますか。

○委員長（北村稔） はい、田中参事。

○農林振興課参事（田中盛耕） 県の要綱によりますと、事業主体が前の未利用資源情報収集支援事業とセットの事業なのです。それらの資源情報収集事業の事業主体が森林組合または林業体となっておりますので、この事業につきましても、実際に伐採する事業主体は森林組合または林業体というふうになっております。ですから、実際に伐採する場合は組合か林業体、そうしたものにつきまして森林所有者に立方当たり800円を支援しますという内容でございます。

○副委員長（茂木隆） はい、委員長。

○委員長（北村稔） はい、茂木委員。

○副委員長（茂木隆） 森林組合には当然作業班もおりますけれども、なかなかやっぱり、組合によっても若干違う、東と西で違うような、私は持っておりますけれども、やっぱり所有者に対して支払う金額、それが作業班にもよるかもしれませんけれども、なかなか、作業班は非常にメリットはあるけれどもいろんな森林事業に対して、補助事業に対

して所有者にメリットのある、所有者になかなかメリットが見えないのが実情だと私は思います。そのへん、やっぱり森林組合あたりにも、作業班に対してなるべく経費・コストは、かかった分においてはこれは仕方ありませんけれども、なるべく所有者にお金が入るようなそういう指導と言いますか、やっぱり補助金でありますから、そういうものが私は必要だなあとと思いますけれども、そのへんはどのように森林組合とお話をしているものですか。

○農林振興課参事（田中盛耕） はい。

○委員長（北村稔） はい、田中参事。

○農林振興課参事（田中盛耕） 今委員のおっしゃるとおり、森林所有者にはあまり儲けがないというふうなお話ですけれども、今、国の方でもいろいろ指導がございまして、施業の集約化というものが叫ばれておりまして、23年度からですか、いろいろ施業の集約化に向けてコスト削減をしていくという方針ですので、森林組合並びに林業体につきましても、市といたしましてもそういう指導をしていきたいと考えております。

○副委員長（茂木隆） はい、よろしく申し上げます。分かりました。

○委員長（北村稔） いいですか。ほかにございせんか。

○18番（佐藤芳雄） はい。

○委員長（北村稔） はい、佐藤委員。

○18番（佐藤芳雄） 確認ですけれども、俺初めて資料見たけれども、西仙北インターの決算資料の中で、商工会にも1,000千円のうち77,191円くるということは、これ確定ですな。

○委員長（北村稔） はい、藤川課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） 確定額でございます。この額が振り込まれております。

○18番（佐藤芳雄） 前は、全然こないという噂もあったものだから。最近ですものね、10月だから。ただ、これから第三セクターの委員会もできて、いろいろ調査するけれども、ただ簡単に株主の一部ではまだ立ち会っていないけれども、温泉もあるし建物もあるし、そういうものは何かというものをこれからちょっと分からないような感じしますけれど、まあそのうち分かると思いますけれど、会員には何だということも説明しなければいけないなということで今質問したところであります。結構です。これはまた。

○委員長（北村稔） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） それでは、なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（北村稔） ちょっとお昼近くになってきていますが、もう一頑張り、一つ。

次に、報告事項として、嶽の湯源泉新設工事について、当局より説明いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

藤川商工観光課長、説明願います。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。貴重な時間をお借りいたしまして、誠に申し訳ございません。よろしく願いいたします。お手元に資料が配られていると思いますが、それに従いまして報告させていただきます。

嶽の湯源泉新設工事につきまして、1 ページ目の協議経過についてでございます。ご案内のとおり、平成21年度の井戸洗浄工事において、井戸管と揚湯ポンプの隙間が少ないことが災いし、ポンプを引き上げられなくなり、最終的にはポンプが落下するという最悪の状態に陥りました。この間、南外生活支援ハウスぬくもりの郷からお湯を運ぶなどしてお客様に迷惑のかからないよう対応、その後は幸い自噴能力があったことから130ミリメートルの予備ポンプでお湯をくみ上げておりましたが、22年度に入り、温泉の延命を図ることから、98ミリメートルのポンプを設置して対応して参りました。しかし湯温が58度から48度に下がり、湯量も少なくなっていたため、新たな源泉の掘削が急務となっておりました。市といたしましては、その資料にございまして、1月28日の協議内容にありますとおり、新たな源泉を求めるための電磁探査調査費を当初予算で計上し、掘削・揚湯設備工事につきましては、1つ目として温泉掘削の該当する起債がない、それから2つ目として厳しい財政状況から一般財源だけでの対応は難しい、それから3つ目といたしまして会社が発注する方が安上がりなどの理由から、事

業主体を神岡ふるさと振興公社株式会社とする方針を打ち出しておりました。6月定例市議会最終日の6月23日、企画産業常任委員会において現嶽の湯露天風呂の西側の掘削候補地をお示しし、県の環境審議会温泉部会に温泉掘削申請をする旨を説明しておったところであります。その後、6月30日の協議会において、会社を事業主体とすることは、1つ目として第三セクターに対する債務負担行為を設定することとなり、総務省通達により回避が求められている第三セクターの資金調達に関する損失補償と類似する、2つ目といたしまして今後市が保有する温泉施設に同様のケースが生じた場合、経営状況が思わしくない第三セクターに対して金融機関からの融資が得られないことも考えられる、3つ目といたしまして第三セクターが市から補助金を受けること、また源泉が第三セクターの所有となることなどにより法人税等への影響が生じる等の判断から、事業主体を大仙市とする決定をいたしました。この件につきましては、7月25日に開催されました第5回臨時市議会の企画産業常任委員会において説明させて頂いておりました。資料が前後しますが、7月7日の協議、8月11日の協議を経て9月定例市議会で23・24年度の継続費を設定し、総事業費111,090千円で、掘削工事費としては23年度分の61,236千円、24年度分として23,814千円の合計85,050千円、揚湯設備工事費として26,040千円を措置させて頂いておりました。しかし、温泉掘削に係る標準設計基準及び歩掛かりなどが無いため、工事設計書の作成が困難なこと、電磁探査を実施した業者から参考資料として見積りをもたらしているものの、最も適切な設計積算なのか検証できないなどの課題があることから、発注方法として、温泉掘削という特殊性を考慮し、民間の技術力を活用しつつ複数の競合技術から最も適切な施工方法を選択できる方法として設計施工一括発注方式を採用する、また価格以外の技術力の差が掘削の成否及び完成後のメンテナンスに多大な影響を与えることを考慮し、総合評価落札方式の技術提案型を併用した条件付き一般競争入札とすることとしました。入札の参加形態は地元業者育成の観点から、1つ、市外大手さく井工事業者、2つ、市内さく井工事業者、3つ、市内管工事業者の3社による共同企業体とすることとしたもので、この内容は9月28日の協議の内容にあるとおりでございます。このように、温泉掘削に係る入札方式は初めてであること、また、様々なリスクなどを考慮しながら確実に源泉を確保し、施設を安全に維持できるよう、資料3ページ目の源泉新設工事日程をご覧になって頂きたいのですが、その中段に記載されてありますように、10月3日に技術審査委員会を設置し、10月19日に工事の入札公告、11月8日に入札締め切

り・技術提案書提出、11月30日に学識経験者の意見聴取後、12月5日に開札、12月7日に入札契約資格等審査委員会を開催し、すみません、資料の2ページ目に戻って頂きますが、契約額108,780千円、契約業者は市外大手さく井工事業者として株式会社日さく秋田支店、市内さく井工事業者として株式会社自然科学調査事務所、もう一つ市内管工事業者として大曲施設工業株式会社の3社による特定建設工事共同企業体、継続費の年割額につきましては23年度分が61,236千円から37,770千円、24年度分が49,854千円から71,010千円となり、平成24年3月補正により変更することを予定しております。再び3ページ目をご覧頂きます。このあとの工事日程であります、12月中旬に工事が開始され、来年5月中旬には温泉掘削工事を終了、6月下旬に県の環境審議会温泉部会へ温泉動力に係る申請を行いまして、8月中旬に温泉引込工事を開始、11月中旬には工事を終了の予定でございます。

以上、嶽の湯源泉新設工事についての報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（北村稔） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は。

○13番（金谷道男） はい。

○委員長（北村稔） どうぞ。

○13番（金谷道男） これ、いわゆる設計というか見込みとして源泉温度何度の温度、どのぐらいの量出てくるという見込みですか。源泉と、それから揚湯したときの出てきた温度、何度ぐらいの目標で、ボリュームどのぐらいか。

○委員長（北村稔） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（藤川祐弘） 掘削工事の仕様書によりますと、掘削深度については1,200メートルから最大で1,500メートルということで、温度につきましては50度以上の安定した湯量が得られるようにということで積算されておりました、1分間に60リットルというような湯量を想定しておるようでございます。

○13番（金谷道男） 1分間60。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。

○13番（金谷道男） そのぐらいで間に合うんだ。嶽の湯の湯は。今はどのぐらい。今はそんなものか。今までというか。ちょっと少ないような気がするのだけれど。そんなものだったか。

○商工観光課長（藤川祐弘） 現在の状況でございますが、先程に説明させて頂いたとお

り、98ミリの小さい揚湯ポンプを使っており、そしてポンプの位置も上の方に設置されているというような状況でございます。

○13番（金谷道男） 何も。量。

○商工観光課長（藤川祐弘） それで、330メートル付近で毎分23リットルというような状況でございます。

○13番（金谷道男） 今23リットル、毎分くみ上げているだけなんだ。

○商工観光課長（藤川祐弘） はい。それで、貯湯槽に貯まるのに非常に時間がかかるというようなことになっております。

○13番（金谷道男） 60でも、んん、とちよっと思うので。まず、いずれ分かりました。

○委員長（北村稔） いいですか。課長、これ、いずれ委員会で現場見なければいけないでしょう。湯が出たかどうか。出てから見た方がいいのかな。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） ほかに質疑がないようでございますので、この件についてはこれにて終了いたします。

○委員長（北村稔） 次に、閉会中の継続審査及び調査の申し出に係る事件についてお諮りいたします。

お手元の配付しました事件につきましては、議長に対し閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北村稔） はい、ありがとうございます。ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、具体的な事務調査の内容につきまして、ご協議をお願いしたいと思います。希望する内容がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

始めに、茂木副委員長から一つお願いします。

○副委員長（茂木隆） はい、委員長。

○委員長（北村稔） お願いします。

○副委員長（茂木隆） 大仙市の葉たばこ耕作者の連絡協議会がありまして、そこで来年

1月の17日に収納、収納というのはたばこの売り渡しでありますけれども、その現場をぜひ見て頂いて、やはりたばこもかなり手のかかる作物でありますけれども、今いろいろたばこもたばこ税増税云々とかということでいろいろ話題になっておりますけれども、やっぱり嫌煙権の問題もあるし、なかなかたばこの消費が伸び悩んでいる中で、現在たばこ耕作者の環境と言いますか、厳しいものがあります。JT、日本たばこ株式会社でも今年の8月ですが廃作、廃作というか、原料が非常に在庫が溜まって、廃作希望者を募り、それで廃作協力金として10アール当たり280千円ということで、全国で4割の面積、また組合員が耕作者が減っておりますし、そういう中で秋田県の場合は約25パーセントの面積とだいたい同じ、25パーセントぐらいの耕作者が廃作しておりますけれども、それでも大仙市でも中山間の作物としては非常にそういう面ではメリットのある作物でありますし、当然耕作意欲をやっぱり失わせないように大仙市でもいろいろ手当てはして頂いておりますけれども、たばこ耕作の連絡協議会の方でもぜひたばこ耕作に関して理解を深めて頂きたいということで、その売り渡しの場所は盛岡でありますけれども、その現場を見て欲しいというようなお話を頂いておりますので、ぜひそれも委員長から皆さんに諮って頂きたいといふふうに思います。

- 委員長（北村稔）　　というような内容で、たばこ耕作組合の方からご案内頂いております、委員会宛てに。これを今の閉会中の事業の一つに加えさせてもらいたいなと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（北村稔）　　それでは、そのように決定いたします。

なお、葉たばこの収納が来年1月17日と伺っております。今のところ、日程は1月17日ということで押さえて欲しいと思います。1月17日です。詳しいことが決まりましたら事務局、本当の事務局が農林振興課ですので、議会の事務局とはよく相談してもらって、連絡させてもらいます。

そのほか、継続審査について何かご意見、ございませんか。いいですか。

- 13番（金谷道男）　　集まって勉強会はやってもらうようにお願いします。

- 委員長（北村稔）　　そうですね。そうすれば、さっき言った資料については、最終日までに間に合うものは一つよろしくお願いします。

それでは、お昼にかかって大変恐縮でした。以上をもちまして、当委員会に付託となりました事件等の審査はすべて終了いたしました。

これで企画産業常任委員会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でした。ありがとうございました。

午後 0時11分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

企画産業常任委員会副委員長 茂 木 隆

(会議録調製中、平成23年12月31日に北村稔委員長が逝去したため、
代理署名する。)